

## あいち・なごや強靱化共創センター賛助会員規約

### (目的)

第1条 本規約は、あいち・なごや強靱化共創センター（以下「センター」という。）が募集する賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員は、センターの趣旨及び活動内容に賛同し、第3条に定める賛助会費を納付した法人及び個人とする。

- 2 賛助会員は、特別会員と普通会员の2種とする。
- 3 特別会員へは、センターが最高意思決定機関として設置する運営協議会にオブザーバーとしての参画を依頼する。
- 4 賛助会員となるためには、様式1「賛助会員入会申込書」をセンターに提出するものとする。
- 5 賛助会員の資格は年度単位とし、年度ごとに更新する。4により提出した内容に変更がある場合は、更新時に様式2「賛助会員変更届」をセンターに提出するものとする。
- 6 賛助会員が退会を希望する場合は、様式3「賛助会員退会届」をセンターに提出するものとする。

### (賛助会費)

第3条 賛助会員は賛助会費として、入会月に関わらず、毎年度以下の額を納付するものとする。

- (1) 特別会員 1口 500,000円、1口以上
- (2) 普通会员 1口 50,000円、1口以上
- 2 賛助会費は、センターの設置者である国立大学法人名古屋大学への寄附金として国立大学法人名古屋大学へ納付するものとする。納付にあつては、名古屋大学寄附金受入規程に基づき、寄附申込書を名古屋大学部局長あてに提出するものとする。
- 3 賛助会員が退会した場合、既納の賛助会費は返還しない。
- 4 賛助会費はセンターの運営資金に充てる。

### (特典利用)

第4条 賛助会員は以下の特典を利用することができる。

- (1) センターの事業活動・成果の提供
- (2) センターの主催イベント（講習会等）の優先案内
- (3) 各賛助会員で活用可能な防災教育教材等の提供
- (4) センターのHPへのバナー広告掲載
- (5) 各賛助会員のニーズに応じたアドバイザーの派遣（特別会員のみ）

### (附則)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。